

四半期報告書

(第30期第1四半期)

内外トランスライン株式会社

E 2 1 7 9 9

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

内外トランスライン株式会社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	12
3 【役員の状況】	12
第5 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年5月15日

【四半期会計期間】 第30期第1四半期
(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

【会社名】 内外トランスライン株式会社

【英訳名】 NAIGAI TRANS LINE LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 戸田 徹

【本店の所在の場所】 大阪府中央区安土町三丁目5番12号

【電話番号】 06-6260-4710

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 三根 英樹

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区安土町三丁目5番12号

【電話番号】 06-6260-4800

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 三根 英樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第30期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第29期
会計期間	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成20年 1月1日 至 平成20年 12月31日
売上高 (千円)	1,971,603	11,910,299
経常利益 (千円)	147,650	1,098,229
四半期(当期)純利益 (千円)	56,284	624,229
純資産額 (千円)	3,882,640	3,850,461
総資産額 (千円)	4,771,584	4,891,661
1株当たり純資産額 (円)	1,578.10	1,565.59
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	23.02	266.27
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	22.63	264.05
自己資本比率 (%)	80.9	78.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△20,854	806,074
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△238,278	△953,224
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△119,993	△716,633
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,891,351	2,223,028
従業員数 (名)	306	305

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	306
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数であり、嘱託社員を含みます。なお、派遣社員数は16名であり、従業員数には含んでおりません。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	167
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数であり、嘱託社員を含みます。なお、派遣社員数は16名であり、従業員数には含んでおりません。派遣社員は連結子会社にはおりませんので、派遣社員数は上記(1)連結会社における状況の注記と同数となっております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当する事項はありません。

(2) 受注実績

該当する事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
国際貨物輸送事業	1,971,603
合計	1,971,603

- (注) 1 当社グループは、国際貨物輸送事業の単一事業のみを営んでいるため、事業の種類別セグメント情報及び事業部門別の記載は行っておりません。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

① 当四半期連結会計期間の概況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、輸出減少に伴う生産や設備投資の縮小による企業収益の大幅減少に加え、個人消費においては雇用・所得の不安による先行き不透明感が増すなど、景気後退の様相がさらに鮮明になりました。

欧米を起点とする景気低迷が続く中、世界各国において在庫や生産の調整が行われた結果、国際海上輸送における荷動きは一段と減少傾向を強めました。

このような状況の下、グループ内連携を軸に積極的な営業推進活動を進めてまいりましたものの、当社グループにおける国際海上貨物の取扱高も急激に減少することとなり、売上高は1,971百万円となりました。

損益面におきましては、原価削減のための見直しに注力した結果、営業利益は59百万円となりました。経常利益は保険解約返戻金の計上等により147百万円、四半期純利益は投資有価証券の評価損の計上等により56百万円となりました。

② セグメント別概況

a 事業の種類別の概況

当社グループは、国際貨物輸送事業の単一事業のみを営んでいるため、本項目につきましては該当する事項はありません。

b 所在地別の概況

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

《日本》

日本における輸出貨物取扱は、主力とする混載貨物でアジア向けを中心に105千トン、フルコンテナ貨物で3千TEUとなりました。また輸入貨物取扱につきましては、混載貨物で46千トン、フルコンテナ貨物で1千TEUとなりました。これらの結果、日本における売上高は1,609百万円、営業利益は28百万円となりました。

《アジア地域》

当社グループはアジア地域に6つの現地法人を有しており、これらの現地法人では日本から送られてくる貨物の取扱が主な売上高となります。世界経済が減速する中、日本からアジア地域への輸出も大きく減少いたしました。アジア地域全体においては売上高474百万円、営業利益32百万円となりました。

《その他の地域》

アメリカ現地法人におきましても、現地における生産調整等の影響を受け、売上高は41百万円、営業損失は1百万円未満となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ331百万円減少し1,891百万円となりました。その概要は以下のとおりであります。

a 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間における営業活動の結果使用した資金は、20百万円となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益100百万円の計上、賞与引当金67百万円及び投資有価証券評価損46百万円の計上によるキャッシュ・フローの増加、仕入債務の減少によるキャッシュ・フローの減少89百万円及び法人税等の支払額153百万円によるものであります。

b 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は、238百万円となりました。これは主として、債券購入等の有価証券への支出198百万円、投資有価証券への支出12百万円、ソフトウェア購入等の無形固定資産の取得による支出16百万円によるものであります。

c 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結会計期間における財務活動の結果使用した資金は、主に配当金の支払97百万円により119百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更、並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年5月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,445,500	2,445,500	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	2,445,500	2,445,500	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

<第1回新株予約権>

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
(1) 新株予約権の数(個)	1,300
(2) 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
(3) 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
(4) 新株予約権の目的となる株式の数(株)	130,000
(5) 新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり730円
(6) 新株予約権の行使期間	自 平成20年11月11日 至 平成25年11月10日
(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 730円 資本組入額 365円
(8) 新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の行使は、上記行使請求期間にかかわらず、当社株式が日本国内の金融商品取引所に上場した時から2年を経過するまで、行使することができないこととする。 ② 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、従業員並びに従業員に準ずる者、または当社の顧問・コンサルタントのいずれかの地位にあることを要する。 ③ その他の新株予約権の行使の条件は当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
(9) 新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
(10) 代用払込みに関する事項	—
(11) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
 なお、当社は平成19年6月8日付で株式1株につき100株の分割を行っております。
- 2 ①新株予約権発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、上記(1)に定める新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権1個当たりの株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

②また、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使によるものを除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式による行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に調整する。

- 3 当社の顧問・コンサルタントで新株予約権の割当てを受けた者はおりません。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(これらを総称して以下「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (イ) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれに交付するものとする。
- (ロ) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(4)に準じて決定する。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値
 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)に準じて決定する。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
 上記(6)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 上記(7)に準じて決定する。
- (ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
- (チ) その他新株予約権行使の条件
 上記(8)に準じて決定する。

< 第2回新株予約権 >

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
(1) 新株予約権の数(個)	1,040
(2) 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
(3) 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
(4) 新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,000
(5) 新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり730円
(6) 新株予約権の行使期間	自平成18年11月11日 至平成23年11月10日
(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 803.87円 資本組入額 401.94円
(8) 新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の行使は、上記行使請求期間にかかわらず、当社株式が日本国内の金融商品取引所に上場した時から2年を経過するまで、行使することができないこととする。(注4) ② 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、従業員並びに従業員に準ずる者、または当社の顧問・コンサルタントのいずれかの地位にあることを要する。 ③ その他の新株予約権の行使の条件は当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
(9) 新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
(10) 代用払込みに関する事項	—
(11) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
 なお、当社は平成19年6月8日付で株式1株につき100株の分割を行っております。
- 2 ①新株予約権発行後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、上記(1)に定める新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権1個当たりの株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 ②また、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使によるものを除く)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式による行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に調整する。

- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(これらを総称して以下「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (イ) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれに交付するものとする。
 - (ロ) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (ハ) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(4)に準じて決定する。
 - (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価値
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)に準じて決定する。
 - (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(7)に準じて決定する。
 - (ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
 - (チ) その他新株予約権行使の条件
上記(8)に準じて決定する。
- 4 主な行使条件①は、平成19年9月18日開催の取締役会決議に基づき、被割当者と契約書覚書を交わし、新たに加えられた項目であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日	—	2,445,500	—	156,511	—	146,511

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年12月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,445,400	24,454	
単元未満株式	普通株式 100	—	
発行済株式総数	2,445,500	—	—
総株主の議決権	—	24,454	—

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	980	946	1,020
最低(円)	830	841	805

(注) 株価は東京証券取引所市場第二部における株価を記載しております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,891,351	2,023,315
売掛金	322,156	344,873
有価証券	897,342	897,055
その他	126,198	122,609
貸倒引当金	△466	△470
流動資産合計	3,236,581	3,387,382
固定資産		
有形固定資産	※1 526,411	※1 526,187
無形固定資産	199,707	186,452
投資その他の資産	810,034	792,788
貸倒引当金	△1,150	△1,150
固定資産合計	1,535,003	1,504,278
資産合計	4,771,584	4,891,661
負債の部		
流動負債		
買掛金	431,281	517,335
未払法人税等	110,729	192,010
賞与引当金	67,712	218
販売促進引当金	23,620	25,065
その他	116,955	154,005
流動負債合計	750,299	888,635
固定負債		
退職給付引当金	56,421	55,100
その他	82,222	97,464
固定負債合計	138,644	152,564
負債合計	888,944	1,041,199
純資産の部		
株主資本		
資本金	156,511	156,511
資本剰余金	146,511	146,511
利益剰余金	3,674,188	3,715,723
株主資本合計	3,977,210	4,018,745
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△16,189	△33,100
為替換算調整勘定	△101,785	△156,994
評価・換算差額等合計	△117,974	△190,094
新株予約権	7,682	7,682
少数株主持分	15,722	14,127
純資産合計	3,882,640	3,850,461
負債純資産合計	4,771,584	4,891,661

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高	1,971,603
売上原価	1,255,153
売上総利益	716,450
販売費及び一般管理費	※ 656,680
営業利益	59,769
営業外収益	
受取利息	8,249
保険解約返戻金	70,776
不動産賃貸料	8,006
その他	3,452
営業外収益合計	90,484
営業外費用	
不動産賃貸費用	1,725
その他	878
営業外費用合計	2,604
経常利益	147,650
特別損失	
固定資産除売却損	67
投資有価証券評価損	46,636
特別損失合計	46,704
税金等調整前四半期純利益	100,946
法人税、住民税及び事業税	78,258
法人税等調整額	△34,403
法人税等合計	43,855
少数株主利益	806
四半期純利益	56,284

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	100,946
減価償却費	10,717
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	△1,445
賞与引当金の増減額 (△は減少)	67,126
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,516
受取利息及び受取配当金	△8,249
為替差損益 (△は益)	1,718
投資有価証券評価損益 (△は益)	46,636
固定資産除売却損益 (△は益)	67
売上債権の増減額 (△は増加)	27,684
仕入債務の増減額 (△は減少)	△89,700
未払費用の増減額 (△は減少)	△31,197
その他の資産の増減額 (△は増加)	31,896
その他の負債の増減額 (△は減少)	△29,087
小計	128,627
利息及び配当金の受取額	3,688
法人税等の支払額	△153,171
営業活動によるキャッシュ・フロー	△20,854
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△198,000
有形固定資産の取得による支出	△6,581
投資有価証券の取得による支出	△12,114
貸付金の回収による収入	140
無形固定資産の取得による支出	△16,050
その他	△5,672
投資活動によるキャッシュ・フロー	△238,278
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△97,820
その他	△22,173
財務活動によるキャッシュ・フロー	△119,993
現金及び現金同等物に係る換算差額	47,449
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△331,677
現金及び現金同等物の期首残高	2,223,028
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 1,891,351

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

1 リース取引に関する会計基準の適用

当連結会計年度の第1四半期連結会計期間から、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）を早期に適用しております。

これに伴う損益に与える影響は軽微であります。

2 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度の第1四半期連結会計期間から、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これに伴う損益に与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

1 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)												
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は158,928千円です。</p> <p>2 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 これらの契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">2,400,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">— 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,400,000千円</td> </tr> </table> <p>なお、貸出コミットメント契約は、平成21年2月27日に借入枠20億円にて再度締結いたしました。</p>	当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	2,400,000千円	借入実行残高	— 千円	差引額	2,400,000千円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は149,236千円です。</p> <p>2 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。 これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">1,400,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">— 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,400,000千円</td> </tr> </table> <p>なお、貸出コミットメント契約（借入枠20億円）は平成20年3月31日に解約いたしました。</p>	当座貸越極度額	1,400,000千円	借入実行残高	— 千円	差引額	1,400,000千円
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	2,400,000千円												
借入実行残高	— 千円												
差引額	2,400,000千円												
当座貸越極度額	1,400,000千円												
借入実行残高	— 千円												
差引額	1,400,000千円												

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給料及び手当	354,282千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	1,891,351千円
現金及び現金同等物	1,891,351千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,445,500

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	—

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	—	—	7,682
連結子会社	—	—	—
合計		—	7,682

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年3月26日 定時株主総会	普通株式	97,820	40	平成20年12月31日	平成21年3月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

当社及び連結子会社は、国際貨物輸送事業のみを行っているため、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (千円)	アジア地域 (千円)	その他の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,572,743	385,940	12,919	1,971,603	—	1,971,603
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	36,847	88,667	28,394	153,909	(153,909)	—
計	1,609,591	474,607	41,314	2,125,513	(153,909)	1,971,603
営業利益又は営業損失(△)	28,627	32,031	△888	59,769	—	59,769

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア地域……シンガポール、韓国、中国、インドネシア、タイ、香港

(2) その他の地域……アメリカ

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	アジア地域	その他の地域	計
I 海外売上高(千円)	399,348	58,074	457,422
II 連結売上高(千円)	—	—	1,971,603
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	20.3	2.9	23.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア地域……シンガポール、韓国、中国、インドネシア、タイ、香港等アジア(中東地域を含む)

(2) その他の地域……アメリカ、ヨーロッパその他地域

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1,578.10円	1,565.59円

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純利益	23.02円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	22.63円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	56,284
普通株式に係る四半期純利益(千円)	56,284
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,445,500
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (千円) 支払利息(税額相当額控除後)	—
四半期純利益調整額(千円)	—
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(株)	41,201
普通株式増加数(株)	41,201
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 5月14日

内外トランスライン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊藤 嘉章 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柴田 芳宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている内外トランスライン株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、内外トランスライン株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年5月15日

【会社名】 内外トランスライン株式会社

【英訳名】 NAIGAI TRANS LINE LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 戸田 徹

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市中央区安土町三丁目5番12号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長戸田徹は、当社の第30期第1四半期(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。